

## 条例の見直し規定について

### 1 見直し規定の案

この条例の規定については、この条例の施行後おおむね三年ごとに、この条例の施行の状況、障害者基本法、障害者差別解消法その他の関係法律の見直しの状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 2 条文構成

#### (1) 見直しの主体

見直しの主体については、特定のものを明示せず、知事、議会のどちらが見直しを行ってもよいものになっている（知事が、集積した相談事例、相談体制の運用状況や法律の改正動向を踏まえて見直すことも想定）。

#### (2) 見直しの時期

障害者計画が三年ごとに改定されることを踏まえ、三年ごとに見直すものとしている。

※「おおむね三年」としたのは、障害者計画の改定時期と並行して見直すといった運用を可能にする趣旨である。

#### (3) 見直しに当たり勘案するもの

障害者基本法、障害者差別解消法その他の関係法律の見直しが、条例の施策に影響を与えることが想定されるため、これらの関係法律の見直しの状況を勘案すべき要素とした。

典型的なものとしては、障害者差別解消法附則第7条（見直し規定）による見直しが挙げられる。